

消 防 予 第 456 号
平成 27 年 11 月 13 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 93 号）が本日公布されました。

その内容は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）の施行後 10 年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、当該設備及び器具に係る離隔距離（可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。）に関する規定を整備するものです。

また、これに伴って、火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）についても、所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、執務の参考とするとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 対象火気省令の改正

- (1) グリドル付こんろに係る離隔距離について、別表第1に追加するとともに、従前から同表において規定されているこんろ及びグリル付こんろと同様の離隔距離とすることとしたこと（対象火気省令別表第1関係）。
- (2) 最大入力値が5.8kW、1口当たりの最大入力値が3.3kWである電磁誘導加熱式調理器及びその複合品（こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のものに限る。）に係る離隔距離について、別表第2に追加するとともに、従前から同表において規定されている電磁誘導加熱式調理器及びその複合品と同様の離隔距離とすることとしたこと（対象火気省令別表第2関係）。
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととしたこと（対象火気省令別表第1及び別表第2関係）。

第2 火災予防条例（例）の改正

対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例（例）についても同様の改正を行うこととしたこと（火災予防条例（例）別表第3関係）。

第3 施行期日

施行期日は、平成28年4月1日としたこと（附則関係）。

(連絡先)

消防庁予防課

齋藤、岡、境

T E L 03-5253-7523

F A X 03-5253-7533

○総務省令第九十三号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条第一項第一号及び第五条の二第一項第一号の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

総務大臣 山本 早苗

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第五条、第二十条関係）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別	入	カ	離			距離 (cm)	備考	
			上 方	側 方	隔 前 方			後 方
開放炉	—	—	使用温度が $\geq 800^{\circ}\text{C}$ 以上のもの	250	200	300	200	
			使用温度が $\geq 300^{\circ}\text{C}$ 以上 800°C 未満のもの	150	150	200	150	
			使用温度が $\geq 300^{\circ}\text{C}$ 未満のもの	100	100	100	100	
炉	—	—	使用温度が $\geq 800^{\circ}\text{C}$ 以上のもの	250	200	300	200	
			使用温度が $\geq 300^{\circ}\text{C}$ 以上 800°C 未満のもの	150	100	200	100	
開放炉以外	—	—	—	150	100	200	100	

		のもの		使用温度が300°C未満のもの						
不燃以外 気体燃料 ふろがま	半密閉式	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	—	—	—	
				21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	15	
			内がま	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	—	—	—		
		浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	注	15	15
				21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	—	60	—	
			内がま	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	—	—	—		
	密閉式	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	—	—	—	
				21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	—	
			内がま	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	—	—	—		
		浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	60	15	注	15	
				21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	4.5 注	—	4.5	
			内がま	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	—	—	—		

注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。

房機	液体燃料	以外	温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150	150	150	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。									
												強制排気型	26kW以下	60	10	100	10			
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キヤビネット型こんろ・グリル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	0										
												据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0			
												使用温度が380°C以上のもの	—	250	200	300	200			
		不燃	上記に分類されないもの	開放式	使用温度が300°C未満のもの	—	150	100	100	200	100	100								
														据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
														使用温度が380°C以上のもの	—	250	200	300	200	
	不燃以外			半密閉式	フードを付けない場合	フードを付ける場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5							
															フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
															密閉式	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
	不燃以外	屋外用	フードを付けない場合	フードを付ける場合	42kW以下	60	15	15	15	15	15									
													フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5		
													フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5		

ラ	燃	不燃	半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5		
		密閉式		42kW以下	4.5	—	4.5	—	4.5		
	液	不燃以外	屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5			
	燃	不燃	不燃以外	開放式	12kWを超え70kW以下	12kW以下	60	15	15	15	15
					12kWを超え70kW以下	12kW以下	40	4.5	15	4.5	
					12kWを超え70kW以下	12kW以下	50	5	—	5	
					12kWを超え70kW以下	12kW以下	20	1.5	—	1.5	
					23kWを超える	23kW以下	120	45	150	45	
					23kW以下	23kW以下	120	30	100	30	
スト	燃	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5	
	液	不燃以外	半密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15
	燃	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5
	ラ	燃	不燃以外	開放式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	—	150	100	150	100
							—	150	100	150	100
		液	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	—	150	100	150	100
							—	150	100	150	100
燃		不燃	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
						5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
						5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
						5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
						5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
						5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
ラ	燃	不燃	開放式	衣類乾燥機	—	100	50	100	50		
					—	100	50	100	50		
	液	不燃	開放式	衣類乾燥機	—	50	30	50	30		
					—	50	30	50	30		
	燃	不燃	不燃	開放式	衣類乾燥機	—	40	4.5	4.5	4.5	
						—	40	4.5	4.5	4.5	
						—	40	4.5	4.5	4.5	
						—	40	4.5	4.5	4.5	
						—	40	4.5	4.5	4.5	
						—	40	4.5	4.5	4.5	

注：熱対流方向が一方方向に集中する場合において60cmとする。

液体	不燃以外	フーンを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5			
			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15			
燃	不燃	上記に分類されないもの	12kWを超え70kW以下	50	5	—	5			
			—	60	15	60	15			
移動式ストーブ	不燃以外	開放式	バーナーが露出 が隠ぺい	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	
				全周放射型	7kW以下	100	100	100	100	
				自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	注1	4.5
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	80	4.5
				バーナーが露出	7kW以下	80	15	80	80	4.5
				バーナーが隠ぺい	7kW以下	80	80	80	80	80
				全周放射型	7kW以下	80	4.5	4.5	注1	4.5
				自然対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	4.5
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	20	4.5
				放射型	7kW以下	100	50	100	100	20
				自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	100	100
				7kW以下	7kW以下	100	50	50	50	50
				7kW以下	7kW以下	100	15	100	100	15
				7kWを超え12kW以下	7kWを超え12kW以下	100	150	150	150	150
7kW以下	7kW以下	100	100	100	100	100				
放射型	7kW以下	80	30	—	5	5				
120	100	—	100	—	100	100				
7kWを超え12kW以下	7kWを超え12kW以下	80	30	—	30	30				
7kW以下	7kW以下	80	5	—	5	5				
12kW以下	12kW以下	80	150	—	150	150				
7kWを超え12kW以下	7kWを超え12kW以下	80	—	—	150	150				
7kW以下	7kW以下	80	100	—	100	100				
—	—	100	50	注2	50	注2	50			
注2	注2	注2	注2	注2	注2	注2	注2			
固体燃料	不燃	開放式	卓上型こんろ (1口)	5.8kW以下	100	15	15	15		
			卓上型こんろ (2口以上)・ グリル付こんろ ・グリドル付こ んろ	14kW以下	100	15	注	15	15	注
不燃以外	開放式	バーナーが露出	加熱部が開放	卓上型卓上型オーブ ン・グリル (フーンを付け ない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
				7kW以下	100	15	15	15		

注1：熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。
注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。

注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

移動式こんろ		液体燃料		不燃		可燃		ガス		石油		電気		その他	
備考1 「気体燃料」、「液体燃料」及び「固体燃料」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び固体燃料を使用するものをいう。	調理用器具	気体燃料	外	バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	バーナーが露出	卓上型オーブン・グリル(フートを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5		
							炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10	10	10		
							圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10	10		
							卓上型こんろ(1口)	5.8kW以下	80	0	—	—	0		
							卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	—	0		
							卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	—	0		
							卓上型オーブン・グリル(フートを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	—	4.5		
							卓上型オーブン・グリル(フートを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	—	4.5		
							炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	—	4.5		
							圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	—	4.5		
							不燃以外	6kW以下	100	15	15	15	15		
							液体燃料	不燃	6kW以下	80	0	—	0		
固体燃料	—	100	30	30	30	30									

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第二（第五条、第二十条関係）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別		入	力	離				後	方	備	考
上方	側			前	方	方	方				
電気温風機	不燃以外	2kW以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。		
	不燃	2kW以下	0注	0注	—注	0注	0注	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。			
電気調理用機器	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。		
				4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	—	2	2	2	注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でないもの）を示す。		
	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	—	0	—	0	注1：注2		
				5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	2	2	注2		
	電気天火	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10cmとする。		
				2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10cmとする。		
	電子レンジ	不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10cmとする。		
				2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口面にあつては10cmとする。		
		不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	100	30	100	4.5			
				2kW以下	100	100	100	100			
電気ストーブ （壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	不燃	全周放射型	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5				
			2kW以下	80	15	—	4.5				
	不燃以外	全周放射型	2kW以下	80	80	—	80				
			2kW以下	80	0	—	0				
電気乾燥器	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5				
			1kW以下	0	0	—	0				

電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5注1	0注2	—注2	0注2	
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考1 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

2 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令
 新旧対照表

○ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省
 令第二十四号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第五条、第二十条関係）		別表第一（第五条、第二十条関係）					別表第一（第五条、第二十条関係）					
対象火気設備等又は 対象火気器具等の種別	入	力	離 隔 距		備 考	対象火気設備等又は 対象火気器具等の種別	入	力	離 隔 距		備 考	
			上 方	側 方					前 方	後 方		上 方
開放炉	—	—	250	200	300	200	—	—	250	200	300	200
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	150	150	200			150	150	150	200
開放炉以外	—	—	250	200	300	200	—	—	250	200	300	200
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	150	100	200			150	100	200	100
開放炉以外	—	—	100	50	100	50	—	—	100	50	100	50
			使用温度が300℃未満のもの	100	50	100			100	50	100	50

注：浴槽との距離は0cmとするが、成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。

の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをかつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	15	15
	内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをかつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	—
の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをかつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	15
	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをかつ、ふろ用バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	15
半密閉式		浴室外設置	内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをかつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15

不燃以外

注1：浴槽との距離は0cmとするが、成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。

の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをかつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	15	15
	内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをかつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	—
の	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをかつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	15
	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをかつ、ふろ用バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	15
半密閉式		浴室外設置	内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをかつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15

不燃以外

液体 燃 料	不燃以外	浴室外 設置	バーナー 取り出し 口のある もの	21kW 以下	ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	4.5	—	4.5
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—		
			内がま	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	2 注	—	2	
密閉式	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—			
			—	—	—	—			
屋外用	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	30	4.5	—	4.5			
			—	—	—	—			
液体 燃 料	不燃以外	浴室外 設置	バーナー 取り出し 口のある もの	39kW以下	—	60	15	15	15
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—	
不燃	—	—	—	39kW以下	—	50	5	—	5
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—	
上記に分類されないもの		—		—	60	15	60	15	

液体 燃 料	不燃以外	浴室外 設置	バーナー 取り出し 口のある もの	21kW 以下	ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	4.5	—	4.5
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—		
			内がま	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	2 注1	—	2	
密閉式	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—			
			—	—	—	—			
屋外用	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	30	4.5	—	4.5			
			—	—	—	—			
液体 燃 料	不燃以外	浴室外 設置	バーナー 取り出し 口のある もの	39kW以下	—	60	15	15	15
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—	
不燃	—	—	—	39kW以下	—	50	5	—	5
				ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	—	—	—	
上記に分類されないもの		—		—	60	15	60	15	

温風暖房機 液体燃料	不燃以外・不燃 半密閉式・密閉式 パーナーが隠ぺい	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5				
				26kW以下 26kWを超え70kW以下	100	15	150	15				
					100	15	100	15				
				26kW以下 26kW以下	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	強制排気型	26kW以下	60	10	100	10
								26kW以下	60	10	100	10
				密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	強制排気型	26kW以下	60	10	100	10
	70kW以下	80	5					—	5			
	半密閉式 不燃	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	強制排気型	26kW以下	80	150	—	150			
					26kW以下	50	5	—	5			
	密閉式	強制対流型	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5				
				—	100	60	注2	60				
	上記に分類されないもの				—	100	60	注2	60			

注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。
 注2：ダクト接続以外の場合にあつては100cmとする。
 注：機器本体上方の

温風暖房機 液体燃料	不燃以外・不燃 半密閉式・密閉式 パーナーが隠ぺい	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5				
				26kW以下 26kWを超え70kW以下	100	15	150	15				
					100	15	100	15				
				26kW以下 26kW以下	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	強制排気型	26kW以下	60	10	100	10
								26kW以下	60	10	100	10
				密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	強制排気型	26kW以下	60	10	100	10
	70kW以下	80	5					—	5			
	半密閉式 不燃	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	強制排気型	26kW以下	80	150	—	150			
					26kW以下	50	5	—	5			
	密閉式	強制対流型	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5				
				—	100	60	注3	60				
	上記に分類されないもの				—	100	60	注3	60			

注2：風道を使用するものにあつては15cmとする。
 注3：ダクト接続以外の場

上記に分類されないもの	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	燃										
							不燃		燃								
							燃	燃	燃	燃							
上記に分類されないもの	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	100	50	100	50	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5				
									7kW以下	15	4.5	4.5	4.5				
										12kWを超え42kW以下	—	15	15	15			
											12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
									開放式	フードを付けない場合	7kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
												12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5		
													4.5	4.5	4.5		
											屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15
													42kW以下	15	15	15	
														15	15	15	
									開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5		
												12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5	
4.5	4.5	4.5															
半密閉式	フードを付けない場合	42kW以下	—	4.5	—	4.5											
		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5											
			4.5	4.5	4.5												
開放式	フードを付けない場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5											
			12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5										
				4.5	4.5	4.5											
		半密閉式	フードを付けない場合	42kW以下	—	4.5	—	4.5									
				12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5									
					4.5	4.5	4.5										
開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5											
			12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5										
				4.5	4.5	4.5											
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5									
				12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5									
					4.5	4.5	4.5										

上記に分類されないもの	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	燃										
							不燃		燃								
							燃	燃	燃	燃							
上記に分類されないもの	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	100	50	100	50	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5				
									7kW以下	15	4.5	4.5	4.5				
										12kWを超え42kW以下	—	15	15	15			
											12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
									開放式	フードを付けない場合	7kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
												12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5		
													4.5	4.5	4.5		
											屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15
													42kW以下	15	15	15	
														15	15	15	
									開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5		
												12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5	
4.5	4.5	4.5															
半密閉式	フードを付けない場合	42kW以下	—	4.5	—	4.5											
		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5											
			4.5	4.5	4.5												
開放式	フードを付けない場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5											
			12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5										
				4.5	4.5	4.5											
		半密閉式	フードを付けない場合	42kW以下	—	4.5	—	4.5									
				12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5									
					4.5	4.5	4.5										
開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5											
			12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5										
				4.5	4.5	4.5											
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5									
				12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5									
					4.5	4.5	4.5										

液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下
	不燃	燃	40	40	50	20	20	20	20	20
			4.5	4.5	5	1.5	1.5	1.5	1.5	
上記に分類されないもの	上記に分類されないもの		23kWを超える	23kW以下	120	120	45	150	100	30
	上記に分類されないもの		7kW以下	7kW以下	30	60	100	4.5	4.5	4.5
燃体燃料	不燃以外	燃	19kW以下	19kW以下	60	60	4.5	注	4.5	4.5
燃体燃料	不燃	燃	7kW以下	7kW以下	15	15	4.5	注	4.5	4.5
燃体燃料	不燃	燃	19kW以下	19kW以下	60	60	4.5	注	4.5	4.5
燃体燃料	不燃	燃	7kW以下	7kW以下	15	15	4.5	注	4.5	4.5
燃体燃料	不燃	燃	39kW以下	39kW以下	150	150	15	100	100	15
燃体燃料	不燃	燃	39kW以下	39kW以下	150	150	100	100	100	100

注：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。

液体燃料	不燃以外		12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下	12kWを超え70kW以下	12kW以下
	不燃	燃	40	40	50	20	20	20	20	20
			4.5	4.5	5	1.5	1.5	1.5	1.5	
上記に分類されないもの	上記に分類されないもの		23kWを超える	23kW以下	120	120	45	150	100	30
	上記に分類されないもの		7kW以下	7kW以下	30	60	100	4.5	4.5	4.5
燃体燃料	不燃以外	燃	19kW以下	19kW以下	60	60	4.5	注5	4.5	4.5
燃体燃料	不燃	燃	7kW以下	7kW以下	15	15	4.5	注5	4.5	4.5
燃体燃料	不燃	燃	19kW以下	19kW以下	60	60	4.5	注5	4.5	4.5
燃体燃料	不燃	燃	39kW以下	39kW以下	150	150	15	100	100	15
燃体燃料	不燃	燃	39kW以下	39kW以下	150	150	100	100	100	100

注5：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。

料	燃 不燃	半密閉式	自然対流型	周から熱を放散するもの 機器の上 方又は前 方に熱を 放散する もの	上記に分類されないもの					
					39kW以下	120	100	—	100	100
乾 燥 設 備	燃 不燃 以 外	開 放 式	衣類乾 燥機	衣類乾 燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	4.5
					内部容積 が1立方 メートル 以上のも の	100	50	100	50	50
					内部容積 が1立方 メートル 未満のも の	50	30	50	30	30
燃 不燃 以 外	開 放 式	常 圧 貯 蔵 型	フートを 付ける場 合	フートを 付けない	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5
				フートを 付ける場 合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
				フートを 付けない 場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5
		瞬 間 型	フートを 付ける場 合	フートを 付けない	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
				フートを 付ける場 合	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5
				フートを 付けない 場合	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5

料	燃 不燃	半密閉式	自然対流型	周から熱を放散するもの 機器の上 方又は前 方に熱を 放散する もの	上記に分類されないもの					
					39kW以下	120	100	—	100	100
乾 燥 設 備	燃 不燃 以 外	開 放 式	衣類乾 燥機	衣類乾 燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	4.5
					内部容積 が1立方 メートル 以上のも の	100	50	100	50	50
					内部容積 が1立方 メートル 未満のも の	50	30	50	30	30
燃 不燃 以 外	開 放 式	常 圧 貯 蔵 型	フートを 付ける場 合	フートを 付けない	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5
				フートを 付ける場 合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
				フートを 付けない 場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5
		瞬 間 型	フートを 付ける場 合	フートを 付けない	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
				フートを 付ける場 合	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5
				フートを 付けない 場合	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5

加熱部が隠れている場合		加熱部が隠れている		加熱部が開放	
圧力調理器（内容積10リットル以下）	炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	卓上型こんろ（1口）	卓上型こんろ（2口以上） ・グリル付こんろ・卓上型グリル付こんろ	卓上型こんろ（1口）	卓上型こんろ（2口以上）
—	4.7kW以下	5.8kW以下	14kW以下	80	7kW以下
30	30	80	80	0	80
10	10	0	0	0	0
10	10	—	—	—	—
10	10	0	0	0	0

調理器具
気体燃料

加熱部が隠れている場合		加熱部が隠れている		加熱部が開放	
圧力調理器（内容積10リットル以下）	炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	卓上型こんろ（1口）	卓上型こんろ（2口以上） ・卓上型グリル付こんろ	卓上型こんろ（1口）	卓上型こんろ（2口以上）
—	4.7kW以下	5.8kW以下	14kW以下	80	7kW以下
30	30	80	80	0	80
10	10	0	0	0	0
10	10	—	—	—	—
10	10	0	0	0	0

調理器具
気体燃料

5。 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第二（第五条、第二十条関係）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別	入力	距離				備考	
		上方	側方	前方	後方		
電気温風機	不燃以外	2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。
		2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電気こんろ	不燃以外	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	20 注1	— 注2	20 注1	注1：機器本体上方の側方又は後方の距離（この部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合において発熱体の外周からの距離を示す。）
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注1	—	10 注1	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	15 注1	—	15 注1	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2 注2	—	2 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2 注2	—	2 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
電気調理用機器	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	—	2	注2：機器本体上方の	
電気調理用機器	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	—	10 注2	—	10 注2		

5。 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第二（第五条、第二十条関係）

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別	入力	距離				備考	
		上方	側方	前方	後方		
電気温風機	不燃以外	2kW以下	4.5 注1	4.5 注1	4.5 注1	4.5 注1	注1：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。
		2kW以下	0 注1	0 注1	— 注1	0 注1	
電気こんろ	不燃以外	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	20 注2	— 注2	20 注2	注2：機器本体上方の側方又は後方の距離（この部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合において発熱体の外周からの距離を示す。）
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	15 注2	—	15 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2 注2	—	2 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	0 注2	—	0 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注2	—	10 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2 注2	—	2 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	20 注2	—	20 注2	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注3	—	10 注3	
		4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	10 注3	—	10 注3	
電気調理用機器	4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	—	2	注3：電気レンジでこの部分が電	
電気調理用機器	4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	—	15 注2	—	15 注2		

電気温水器	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
電気乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	—	0	

備考1 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

2 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

電気温水器	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	注5：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注6：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
電気乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注5	0 注6	— 注6	0 注6	注6：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	—	0	

備考1 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

2 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）
 〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。
 別表第三を次のように改める。

別表第三

種 類	種 類	距離				備 考					
		入	力	上 方	側 方		隔 前 方	距 後 方			
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	—	250	200	300	200	注：浴槽との距離距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	—	150	150	200	150			
		使用温度が300℃未満のもの	—	—	100	100	100	100			
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	—	150	100	200	100			
		使用温度が300℃未満のもの	—	—	100	50	100	50			
		浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	15	15		15	
			内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	—	60		—	
		半密閉式	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15		15	15
				外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15		60	15
		内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下	—	15	60	—			

気体燃料		ふろがま							
不燃									
密閉式	屋外用	浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	あつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	—	—	—
			外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	あつて、かつ、ふろ用バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	2 注	2	2
密閉式	屋外用	浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	あつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5 注	—	4.5
			外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	あつて、かつ、ふろ用バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	—	—	—
密閉式	屋外用	浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	あつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	—	—	—
			外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	あつて、かつ、ふろ用バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	2 注	—	2

屋外用	21kW以下 【もつものにあつては当該 バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下】	30	4.5	—	4.5	15	—	15	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。		
											39kW以下	60
液体燃料	不燃以外	39kW以下	60	15	15	15	—	15	5			
液体燃料	不燃	39kW以下	50	5	—	—	—	—	5			
上記に分類されないもの	—	60	15	60	15	15	—	15	15			
温風暖房機	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式 バーナーが隠ぺい	強制対流型	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15		
						26kWを超え70kW以下	100	15	100	注1	15	
						26kW以下	100	150	150	150	150	
						26kW以下	60	10	100	100	10	
						26kW以下	60	10	100	100	10	
						26kW以下	80	5	—	—	5	
						26kW以下	80	150	—	—	150	
						26kW以下	50	5	—	—	5	
						26kW以下	50	5	—	—	5	
						26kW以下	26kW以下	50	5	—	—	5
						26kW以下	26kW以下	100	60	60	注2	60
						26kW以下	—	100	60	60	注2	60
不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリトル付こんろ、キヤビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリトル付こんろ	14kW以下	100	15	注	15	15	注			
			据置型レンジ	21kW以下	100	15	注	15	15	注		
不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリトル付こんろ、キヤビ	14kW以下	80	0	—	—	0	0			

注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

燃	開放式	ネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ		21kW以下	80	0	—	0		
		据置型レンジ	—							
上記に分類されないもの										
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	使用温度が380℃以上のも	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
		不燃	開放式	フートを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5
				フートを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				フートを付けない場合	12kWを超え42kW以下	—	—	15	15	15
	液体燃料	不燃	開放式	フートを付けない場合	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				フートを付ける場合	42kW以下	60	15	15	15	
				フートを付けない場合	42kW以下	15	15	15	15	
		不燃以外	開放式	フートを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フートを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
				フートを付けない場合	42kW以下	—	4.5	—	4.5	
上記に分類されないもの	不燃	開放式	フートを付けない場合	42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
			フートを付ける場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フートを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5		
		不燃以外	開放式	12kWを超え70kW以下	12kW以下	60	15	15	15	
				12kW以下	40	4.5	15	4.5		
				12kWを超え70kW以下	50	5	—	5		
	不燃	開放式	12kW以下	20	1.5	—	—	1.5		
			23kWを超える	120	45	150	—	45		
			23kW以下	120	30	100	100	30		
		不燃以外	開放式	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	
				バーナーが露出	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5	
				バーナーが隠れている	19kW以下	15	15	80	4.5	
気体燃料	不燃	開放式	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		
			バーナーが露出	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
			バーナーが隠れている	19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5		
	不燃以外	開放式	自然対流型	39kW以下	150	100	100	100		
			機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100		
			自然対流型	39kW以下	150	15	100	15		

注：熱対流方向が一方方向に集中する場合にあつては60cmとする。

料	不燃	開放式	自然対流型		7kWを超え12kW以下	120	100	—	100					
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの						7kW以下	80	30	—	30
				温風を全周方向に吹き出すもの										
			—							7kW以下	80	100	50 注2	50 注2
固体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	加熱部が開放	卓上型こんろ (1口)	100	15	15	15					
					卓上型こんろ (2口以上) ・ グリル付こんろ ・ グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注				
					卓上型オーブン ・ グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5				
				バーナーが隠れている	加熱部が隠れている	卓上型オーブン ・ グリル (フードを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
						炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10	10			
						圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10			
			バーナーが露出	加熱部が開放	卓上型こんろ (1口)	5.8kW以下	80	0	—	0				
					卓上型こんろ (2口以上) ・ グリル付こんろ ・ グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0				
					卓上型オーブン ・ グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	80	0	—	0				
					バーナーが露出	加熱部が開放	卓上型オーブン ・ グリル (フードを付ける場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5		
							卓上型オーブン ・ グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5		
							卓上型オーブン ・ グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5		

注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

燃	バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	ない場合)		7kW以下	10	4.5	—	4.5	
			卓上型オーブ ン・グリル (フードを付け る場合)	炊飯器 (炊飯容 量4リットル以 下)						
移動式 こんろ	液体燃料 不燃	不燃以外	圧力調理器 (内 容積10リットル 以下)		—	15	4.5	—	4.5	
			6kW以下		100	15	15	15		
電気温風機	電気 不燃	不燃以外	こんろ部分の全部が電磁誘導加 熱式調理器でないもの		2kW以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注：温風の吹き出し 方向にあつては 60cmとする。
			こんろ部分の全部又は一部が電 磁誘導加熱式調理器でないもの		2kW以下	0注	0注	—注	0注	
電気調理用機器	電気 不燃	不燃以外	こんろ部分の全部又は一部が電 磁誘導加熱式調理器でないもの		4.8kW以下 (1口当たり2kWを超え3kW 以下)	100	2	2	2	注1：機器本体上方 の側方又は後方の 離隔距離 (こんろ 部分)が電磁誘導加 熱式調理器でない 場合における発熱 体の外周からの距 離)を示す。 注2：機器本体上方 の側方又は後方の 離隔距離 (こんろ 部分)が電磁誘導加 熱式調理器の場合 における発熱体の 外周からの距離) を示す。
			こんろ部分の全部が電磁誘導加 熱式調理器のもの		4.8kW以下 (1口当たり1kW以下)	100	2	2	2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加 熱式調理器のもの		5.8kW以下 (1口当たり3.3kW以下)	—	10注2	—	10注2	
			こんろ部分の全部又は一部が電 磁誘導加熱式調理器でないもの		4.8kW以下 (1口当たり3kW以下)	80	0	—	0	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加 熱式調理器のものに限 る。)		4.8kW以下 (1口当たり3.3kW以下)	—	0注2	—	0注2	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加 熱式調理器のものに限 る。)		5.8kW以下 (1口当たり3.3kW以下)	80	0	—	0	

電気天火	電気	不燃以外	熱式調理器のもの	2kW以下	—	0 注2	—	0 注2	注：排気口面にあつては10cmとする。
				10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
				10	4.5 注	—	4.5 注	4.5 注	
電気ストーブ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	100	30	100	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
				2kW以下	100	100	100	100	
				2kW以下	100	100	100	100	
				2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
				2kW以下	80	15	—	4.5	
				2kW以下	80	80	—	80	
				2kW以下	80	0	—	0	
				1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				1kW以下	0	0	—	0	
				1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
				3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
				3kW以下	4.5	0	—	0	
電気温水	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
				10kW以下	0	0	—	0	

火災予防条例の一部を改正する条例（例） 新旧対照表

○ 火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現

行

別表第三

種 類	入 力	離 隔 距			備 考				
		上 方	側 方	前 方		後 方 (cm)			
開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200		150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100		100	
	開放炉以外	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	250	200	300		200	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100		200	100
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50		100	50
外がままでバーナー	21kW	ふろ用以外のバーナーをも	15				注：浴槽と		

別表第三

種 類	入 力	離 隔 距			備 考				
		上 方	側 方	前 方		後 方 (cm)			
開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200		150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100		100	
	開放炉以外	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	250	200	300		200	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100		200	100
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50		100	50
外がままでバーナー	21kW	ふろ用以外のバーナーをも	15				注1：浴槽		

との離隔距離は0cmとするが、成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。

浴室 内設置	取り出し口のないもの	以下	つものにあつては42kW以下	—	注1	15	15
	内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーを一つものにあつては42kW以下	—	60	—	—
浴室外 設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーを一つものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	15	15
	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーを一つものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	60	15	—
		内がま	21kW以下	—	15	60	—
			ふろ用以外のバーナーを一つものにあつては当該バーナーが21kW以下	—	2		

不燃以外

の離隔距離は0cmとするが、成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。

浴室 内設置	取り出し口のないもの	以下	つものにあつては42kW以下	—	注	15	15
	内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーを一つものにあつては42kW以下	—	60	—	—
浴室外 設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーを一つものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	15	15
	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーを一つものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	60	15	—
		内がま	21kW以下	—	15	60	—
			ふろ用以外のバーナーを一つものにあつては当該バーナーが21kW以下	—	2		

不燃以外

密閉式		以下	クーが70kW以下であって、かつ、ふる用バークーが21kW以下	—	注	2	2
屋外用	外がまでバークー取り出し口のないもの	21kW以下	ふる用以外のバークーをもつものにあっては当該バークーが70kW以下であって、かつ、ふる用バークーが21kW以下	60	15	15	15
		21kW以下	ふる用以外のバークーをもつものにあっては42kW以下	—	4.5注	—	4.5
浴室内設置	内がま	21kW以下	ふる用以外のバークーをもつものにあっては42kW以下	—	—	—	—
		21kW以下	ふる用以外のバークーをもつものにあっては当該バークーが70kW以下であって、かつ、ふる用バークーが21kW以下	—	4.5	—	4.5
半密閉式	浴室外設置	21kW以下	ふる用以外のバークーをもつものにあっては当該バークーが70kW以下であって、	—	4.5	—	4.5
		外がまでバークー取り出し口のあるもの	—	—	—	—	—

気体燃料
ふるがま

密閉式		以下	クーが70kW以下であって、かつ、ふる用バークーが21kW以下	—	注1	2	2
屋外用	外がまでバークー取り出し口のないもの	21kW以下	ふる用以外のバークーをもつものにあっては当該バークーが70kW以下であって、かつ、ふる用バークーが21kW以下	60	15	15	15
		21kW以下	ふる用以外のバークーをもつものにあっては42kW以下	—	4.5注1	—	4.5
浴室内設置	内がま	21kW以下	ふる用以外のバークーをもつものにあっては42kW以下	—	—	—	—
		21kW以下	ふる用以外のバークーをもつものにあっては当該バークーが70kW以下であって、かつ、ふる用バークーが21kW以下	—	4.5	—	4.5
半密閉式	浴室外設置	21kW以下	ふる用以外のバークーをもつものにあっては当該バークーが70kW以下であって、	—	4.5	—	4.5
		外がまでバークー取り出し口のあるもの	—	—	—	—	—

気体燃料
ふるがま

不燃		もの	かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下						注1： 風道 を使
密閉	半密閉								
液体 燃料	不燃以外	屋内用	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	2 注	—	—	2
	不燃	39kW以下	60	15	15	15			
上記に分類されないもの		—	—	60	15	60	15	15	
不燃	密閉	—	—	60	15	60	15	15	
不燃	半密閉	—	—	60	15	60	15	15	
不燃	密閉	—	—	60	15	60	15	15	

不燃		もの	かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下						注1： 風道 を使
密閉	半密閉								
液体 燃料	不燃以外	屋内用	21kW 以下	ふろ用以外の バーナーをも つものにあつ ては当該バー ナーが70kW以 下であつて、 かつ、ふろ用 バーナーが21 kW以下	—	2 注1	—	—	2
	不燃	39kW以下	60	15	15	15			
上記に分類されないもの		—	—	60	15	60	15	15	
不燃	密閉	—	—	60	15	60	15	15	
不燃	半密閉	—	—	60	15	60	15	15	
不燃	密閉	—	—	60	15	60	15	15	

燃料 外・不燃 式・密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すも		19kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
		26kW以下	26kWを超え70kW以下							
									26kW以下	26kW以下
不燃以外	半密閉式	強制対流型	強制排気型	26kW以下	60	10	100	10		
			強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すも	70kW以下	80	5	—	5		
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150		
不燃	半密閉式	強制対流型	強制排気型	26kW以下	50	5	—	5		
			強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5		
上記に分類されないもの		組込型	—	100	60	注2	60	60		

注：機器本体上方の側方又は後方

燃料 外・不燃 式・密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すも		19kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
		26kW以下	26kWを超え70kW以下							
									26kW以下	26kW以下
不燃以外	半密閉式	強制対流型	強制排気型	26kW以下	60	10	100	10		
			強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すも	70kW以下	80	5	—	5		
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150		
不燃	半密閉式	強制対流型	強制排気型	26kW以下	50	5	—	5		
			強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5		
上記に分類されないもの		ドロツ ズイン 式組込	—	100	60	注3	60	60		

注2：風道を使用するのにあつては15cmとする。

注3：ダクト接続型以外の場合にあつては

不燃以外		燃焼材料		燃焼材料		燃焼材料		燃焼材料		燃焼材料	
開放式		開放式		開放式		開放式		開放式		開放式	
レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	100	15 注
レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	80	0	—	0	レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	80	0
レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	250	200	300	200	レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	250	200
レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	150	100	200	100	レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	150	100

100
cmと
す。
る。

不燃以外		燃焼材料		燃焼材料		燃焼材料		燃焼材料		燃焼材料	
開放式		開放式		開放式		開放式		開放式		開放式	
レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4	レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	100	15 注4
レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	80	0	—	0	レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	80	0
レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	250	200	300	200	レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	250	200
レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	150	100	200	100	レンジ、 セベ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ	据置型 レンジ	21kW以下	150	100

注4：
機器
本体
上方
の側
方又
は後
方の
距離
を示
す。

上記に分類されな
いもの

上記に分類されな
いもの

料	上記に分類されないもの		12kW以下	20	1.5	—	1.5	
			23kWを超える	120	45	150	45	
			23kW以下	120	30	100	30	
気体燃料	不燃以外	開放式	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5
		バーナーが露出						
	不燃以外	開放式	自然対流型	19kW以下	60	4.5	注	4.5
		バーナーが隠ぺい						
液体燃料	不燃以外	開放式	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5
		バーナーが露出						
	不燃以外	開放式	自然対流型	19kW以下	60	4.5	注	4.5
		バーナーが隠ぺい						
不燃	半密閉式	開放式	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100
		バーナーが隠ぺい						
	半密閉式	開放式	機器の上方面に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15
		バーナーが隠ぺい						
不燃	半密閉式	開放式	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
		バーナーが隠ぺい						
	半密閉式	開放式	機器の上方面に熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
		バーナーが隠ぺい						

注：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。

料	上記に分類されないもの		12kW以下	20	1.5	—	1.5	
			23kWを超える	120	45	150	45	
			23kW以下	120	30	100	30	
気体燃料	不燃以外	開放式	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5
		バーナーが露出						
	不燃以外	開放式	自然対流型	19kW以下	60	4.5	注5	4.5
		バーナーが隠ぺい						
液体燃料	不燃以外	開放式	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5
		バーナーが露出						
	不燃以外	開放式	自然対流型	19kW以下	60	4.5	注5	4.5
		バーナーが隠ぺい						
不燃	半密閉式	開放式	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100
		バーナーが隠ぺい						
	半密閉式	開放式	機器の上方面に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15
		バーナーが隠ぺい						
不燃	半密閉式	開放式	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
		バーナーが隠ぺい						
	半密閉式	開放式	機器の上方面に熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
		バーナーが隠ぺい						

注5：熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。

燃 料	不燃		12kWを超え70kW以下		50	5	—	5		
	上記に分類されないもの		—	60	15	60	15			
燃 料	不燃 以外	開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠 が 隠	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	
				全周放射型	7kW以下	100	100	100		
				自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
		開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
				前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5	
				全周放射型	7kW以下	80	80	80		
	気 体 燃 料	不燃 以外	開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5
					強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5
					放射型	7kW以下	100	50	100	20
		開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	自然対流型	放射型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	
					放射型	7kW以下	100	50	100	
					放射型	7kW以下	100	50	50	
移 動 式 ス ト ー ブ	不燃 以外	開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	自然対流型	7kWを超え12kW以下	100	15	100	15	
				強制対流型	7kWを超え12kW以下	100	150	150		
				強制対流型	7kW以下	100	100	100		
	開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	放射型	放射型	7kW以下	80	30	—	5	
				放射型	7kWを超え12kW以下	120	100	—	100	
				放射型	7kW以下	80	30	—	30	
不燃	開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	強制対流型	放射型	12kW以下	80	5	—	5	
				放射型	7kWを超え12kW以下	80	—	—	150	

注1：熱対流方向が一方に集中する場
合において60cmとする。
注2：方向性を有するものにあつては100cmとする。

燃 料	不燃		12kWを超え70kW以下		50	5	—	5		
	上記に分類されないもの		—	60	15	60	15			
燃 料	不燃 以外	開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠 が 隠	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	
				全周放射型	7kW以下	100	100	100		
				自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
		開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
				前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5	
				全周放射型	7kW以下	80	80	80		
	気 体 燃 料	不燃 以外	開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5
					強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5
					放射型	7kW以下	100	50	100	20
		開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	自然対流型	放射型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	
					放射型	7kW以下	100	50	100	
					放射型	7kW以下	100	50	50	
移 動 式 ス ト ー ブ	不燃 以外	開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	自然対流型	7kWを超え12kW以下	100	15	100	15	
				強制対流型	7kWを超え12kW以下	100	150	150		
				強制対流型	7kW以下	100	100	100		
	開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	放射型	放射型	7kW以下	80	30	—	5	
				放射型	7kWを超え12kW以下	120	100	—	100	
				放射型	7kW以下	80	30	—	30	
不燃	開放式	パ ー ナ ー が 露 出 が 隠 が 隠	強制対流型	放射型	12kW以下	80	5	—	5	
				放射型	7kWを超え12kW以下	80	—	—	150	

型	周方向に吹き出すもの	固体燃料			
		7kW以下	80	100	50
バーナーが露出	卓上型 こんろ (1口)	5.8kW以下	100	50 注2	50 注2
	卓上型 こんろ (2口以上) ・グリ ル付こ んろ・ グリド 付こ んろ	14kW以下	100	15 注	15 注
加熱部が開放	卓上型 卓上型 グリル	7kW以下	100	15	15
加熱部が開放	卓上型 オープン ソ・グ リル (フ ードを 付けない 場合)	7kW以下	50	4.5	4.5
	卓上型 オープン ソ・グ リル (フ ードを 付けない 場合)	7kW以下	15	4.5	4.5

注：機器本体上方の側方又は後方の距離を示す。

型	周方向に吹き出すもの	固体燃料			
		7kW以下	80	100	50
バーナーが露出	卓上型 こんろ (1口)	5.8kW以下	100	50 注6	50 注6
	卓上型 こんろ (2口以上) ・卓上 型グリ ル付こ んろ	14kW以下	100	15 注4	15 注4
加熱部が開放	卓上型 卓上型 グリル	7kW以下	100	15	15
加熱部が開放	卓上型 オープン ソ・グ リル (フ ードを 付けない 場合)	7kW以下	50	4.5	4.5
	卓上型 オープン ソ・グ リル (フ ードを 付けない 場合)	7kW以下	15	4.5	4.5

注6：方向性を有するものにあっては100cmとする。

不燃 放式	バーナーが隠れている 加熱部分が隠れている	卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	30	4.5	—	4.5	—	4.5	注：温風の吹き出し方向について
不燃以外	—	炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5	—	4.5	
不燃	—	—	6kW以下	80	0	—	0	0	0	
不燃以外	—	—	2kW以下	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	
電気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

不燃 放式	バーナーが隠れている 加熱部分が隠れている	卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	30	4.5	—	4.5	—	4.5	注7：温風の吹き出し方向について
不燃以外	—	炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5	—	4.5	
不燃	—	—	6kW以下	80	0	—	0	0	0	
不燃以外	—	—	2kW以下	4.5注7	4.5注7	4.5注7	4.5注7	4.5注7	4.5注7	
電気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

機	不燃	電気こん ろ、電気 レンジ、 電磁誘導 加熱式調 理器（こ んの形態 のものに 限る。）	2kW以下	0	注	0	注	—	注	0	注	注1： 機器本 体上方 の側方 又は後 方の 距離 （発熱 体の外 周から の距離） を示す。 注2： 機器本 体
機	電気調理用機器	電気こん ろ部分の 全部が電 磁誘導加 熱式調理 器のもの	5.8kW以下（1口当 たり3.3kW以下）	—	注	10	注2	—	注	10	注2	

機	不燃	電気こん ろ	2kW以下	0	注7	0	注7	—	注7	0	注7	注8： 機器本 体上方 の側方 又は後 方の 距離 （発熱 体の外 周から の距離） を示す。 注9： 電気レ ンジで この部 分が電 磁誘導 加熱式 調理器 の場合
機	不燃以外	電気こん ろ	4.8kW以下（1口当 たり1kWを超え2kW 以下）	—	注7	15	注8	—	注7	15	注8	
機	電気	電気こん ろ	4.8kW以下（1口当 たり2kWを超え3kW 以下）	—	注7	10	注9	—	注7	10	注9	

電気	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	注1 注2	0	注1 注2	0	注1 注2	0	注1 注2	注：排気口から10cmとす。									
																不燃	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	80	0	注1 注2	0	注1 注2	0	注1 注2
電気	電気	不燃以外	電気こんろ	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	注1 注2	0	注1 注2	0	注1 注2	0	注1 注2	注：排気口から10cmとす。									
電気	電気	不燃	電気こんろ	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	—	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口から10cmとす。										
電気	電気	不燃以外	電気こんろ	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	—	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注：排気口から10cmとす。										

電気	電気	不燃以外	電気こんろ	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	注8	0	注8	0	注8	0	注8	注10：排気口から10cmとす。									
																不燃	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	100	2	注8	2	注8	2	注8
電気	電気	不燃以外	電気こんろ	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	100	2	注8	0	注8	0	注8	0	注8	注10：排気口から10cmとす。									
電気	電気	不燃	電気こんろ	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	—	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注10：排気口から10cmとす。										
電気	電気	不燃以外	電気こんろ	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	—	4.5注	4.5注	4.5注	4.5注	注10：排気口から10cmとす。										

電気	不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	あつては10cmとす						
電気	不燃以外	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のもの を除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5							
電気									自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のもの を除く。)	2kW以下	100	4.5	100	4.5
電気									前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のもの を除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5
電気	不燃	全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のもの を除く。)	2kW以下	80	80	—	80							
電気									自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のもの を除く。)	2kW以下	80	0	—	0
電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5							

電気	不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注10	—	4.5 注10							
電気	不燃以外	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のもの を除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5							
電気									自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のもの を除く。)	2kW以下	100	4.5	100	4.5
電気									前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のもの を除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5
電気	不燃	全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のもの を除く。)	2kW以下	80	80	—	80							
電気									自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のもの を除く。)	2kW以下	80	0	—	0
電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5							

電気 乾燥機	不燃	食器乾燥機	1kW以下	0	0	—	0	注1： 前面に排気口を有する機器において0cmとす。
電気 乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	0	—	0	注2： 排気口において4.5cmとす。
電気 温水器	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	
								不燃

電気 乾燥機	不燃	食器乾燥機	1kW以下	0	0	—	0	注11： 前面に排気口を有する機器において0cmとす。
電気 乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	0	—	0	注12： 排気口において4.5cmとす。
電気 温水器	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	
								不燃

備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

<p>2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。</p> <p>3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p>	<p>2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。</p> <p>3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p>
--	--